

MOX 燃料に係る浜岡原子力発電所 4 号機工事計画の認可について

2010 年 10 月 8 日

当社は、MOX 燃料を浜岡原子力発電所 4 号機で使用するにあたっての法律上の手続き^{※1}の一つとして、電気事業法第 47 条第 1 項の規定に基づき 2010 年 7 月 9 日に行った工事計画認可申請^{※2}について、2010 年 10 月 8 日付けで経済産業大臣より認可を受け、本日、認可書を受領しましたのでお知らせします。

【主な申請の内容】

工事計画認可申請書で認可されている、取替燃料およびほう酸水貯蔵量を変更しました。

1. 取替燃料

浜岡原子力発電所4号機の取替燃料として、MOX燃料を追加しました。

	変更前	変更後
取替燃料	ウラン燃料	ウラン燃料 MOX燃料

2. ほう酸水貯蔵量

MOX燃料の使用に伴い、ほう酸水注入系^{※3}のほう酸水の貯蔵量^{※4}を変更しました。

	変更前	変更後
貯蔵量	15.4m ³ (最小)	19.0m ³ (最小)

※1 法律上の手続き(主要なもの)は以下のとおりです。

<既に行った手続き>

- ・原子炉設置変更許可申請 …2006年3月3日申請, 2007年7月4日許可
([2006年3月3日](#), [2007年7月4日](#) お知らせ済み)
- ・輸入燃料体検査申請 …2008年3月4日申請, 2010年6月8日合格
([2008年3月4日](#), [2010年6月8日](#) お知らせ済み)
- ・工事計画認可申請 …2010年7月9日申請
([2010年7月9日](#) お知らせ済み)
- ・原子炉施設保安規定変更認可申請 …2010年10月7日申請
([2010年10月7日](#) お知らせ済み)

<今後予定している手続き>

- ・使用前検査受検

※2 工事計画認可申請は、発電所設備の設置工事等を行う場合に、電気事業法第 47 条第 1 項の規定に基づき、工事の内容に応じ、工事の計画について経済産業大臣の認可を受けるか、または経済産業大臣に届出を行うことが定められているものです。

なお、当初の工事の計画を変更するものですが、設備改造を伴うものではありません。

※3 原子炉は制御棒の挿入により確実に停止するよう設計されています。ほう酸水注入系は、仮に制御棒を原子炉に挿入できず、原子炉を冷温停止できないという状態を想定した場合においても、原子炉にほう酸水(ほう酸は中性子を吸収する性質を持つため)を注入することにより、原子炉を定格出力運転状態から冷温未臨界状態まで安全に停止させ、その状態を維持することを目的とする系統です。

※4 ほう酸水の貯蔵量は、MOX燃料の使用を考慮し増やすこととしたものです。注入するほう酸水の量を増やすことにより、原子炉の停止能力を向上させることができます。なお、制御棒については、その停止能力にはもともと十分な余裕があるため、MOX燃料を使用した場合でも、制御棒を変更する必要はありません。

以上